

内閣参質一四七第四〇号

平成十二年七月十四日

内閣総理大臣 森 喜 朗

参議院議長 斎藤 十 朗 殿

参議院議員竹村泰子君提出人種差別撤廃条約の実施をめぐる諸問題に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員竹村泰子君提出人種差別撤廃条約の実施をめぐる諸問題に関する質問に対する答弁書

一の1について

御指摘のあらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（平成七年条約第二十六号）第九条1に基づき第一回・第二回報告の第五十七段落(a)に掲げた事件については、平成六年五月、東京簡易裁判所において、罰金十万円に処するとの判決の宣告が、同段落(b)に掲げた事件については、同年十二月、千葉家庭裁判所松戸支部において、保護処分が付する旨の決定が、それぞれなされた。

これらの二件以外に平成六年中に発生した同種事件のうち検挙に至ったものは一件あり、その具体的内容は、同年七月、茨城県水戸市内において、登校のためスクールバスを待っていた朝鮮学校の女子生徒に対し、ベルトで数回殴り付けるなどして軽度の擦過傷を負わせた成人男性一人を、傷害の容疑で現行犯逮捕したというものであり、同事件については、同年九月、水戸区検察庁において、公訴を提起しない処分がなされた。

御指摘の平成十年八月から同年末までの間に認知した六件の事件については、早期検挙に努めたが、現時点ではいずれも検挙に至っていない。

一の2の(一)について

法務省の人権擁護機関においては、平成十年八月に北朝鮮によるミサイル発射を契機として在日朝鮮人の児童及び生徒に対する嫌がらせや暴行等が発生したことから、翌九月、法務省人権擁護局から、全国の法務局及び地方法務局（以下「法務局等」という。）に対し、在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する通学路、利用交通機関等における差別の防止を呼び掛ける街頭啓発を始めとした啓発活動の取組を強化するよう指示したところである。

これを受けて、法務局等の職員や人権擁護委員が、在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する通学路、利用交通機関等において、人権啓発のための冊子等を配布するとともに、拡声器等を利用して、在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒に対する嫌がらせ等の事象の再発防止及びこのような嫌がらせ等を受けた場合における法務省の人権擁護機関への相談を呼び掛けるなどしたが、これらの街頭啓発の主な実施状況は、別表1のとおりである。

政府としては、今後とも、在日韓国・朝鮮人を含む外国人に対する差別や偏見をなくすため、積極的な啓発活動の推進を図ってまいりたい。

一の2の(二)について

法務省の人権擁護機関においては、あらゆる差別や偏見をなくすとの観点から、広く国民の間に人権尊重思想の普及高揚を図り、国民一人一人に人権を尊重することの重要性を認識していただくとともに、その認識が日常生活の中に根付くことを目的として様々な啓発活動を行っているところであり、啓発ポスターや啓発冊子についても、このような観点から、主に人権問題全般を扱った内容のものとしているところである。

一の2の(一)について述べた在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒に対する嫌がらせ等の事象に対処するための啓発活動においても、その根底にある外国人に対する差別意識や偏見をなくすことを目的として、これらの啓発ポスターや啓発冊子を活用するとともに、拡声器等を利用して、在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒に対する嫌がらせ等の事象の再発防止及びこのような嫌がらせ等を受けた場合における法務省の人権擁護機関への相談を呼び掛けており、さらに、東京法務局及び前橋地方法務局においては、「外国人への差別や嫌がらせをなくそう」あるいは「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」と題する散らしを作成し、配布したものである。

一の2の(三)について

法務省の人権擁護機関が作成した啓発冊子は、あらゆる差別や偏見をなくすとの観点から、主に人権問題全般を扱った内容のものとなっているが、我が国における人権を取り巻く状況に応じ、これまでも、在日韓国・朝鮮人の人権問題に関する事項をも啓発冊子の内容の一部として取り入れているほか、アイヌの人々の人権問題を個別に取り上げた啓発冊子も作成しているところである。また、在日韓国・朝鮮人に対する差別や嫌がらせ等の人権問題に関する啓発冊子を個別に作成することについては、人権に関する各種の情報や調査結果等も踏まえて検討してまいりたい。

二の1について

かつて、我が国の帰化行政において、帰化後の氏名として日本人らしい氏名を使用するよう指導していた時期もあったが、これは、日本人らしくない氏名を使用することにより、我が国社会に日本人として定着する上で支障が生ずるおそれがあるとの考えから、在日韓国・朝鮮人に限らず、帰化の許可の申請をする外国人一般に対して行われていたものであり、御指摘のような在日韓国・朝鮮人に対する人類平等の精神に反する誤った偏見、差別意識によるものではない。

二の2について

昭和五十九年に国籍法及び戸籍法の一部改正が行われたが、その改正作業の過程において、帰化事務における氏名の取扱いの在り方についても幅広く検討を行った結果、国際的な人的交流の活発化及びこれに伴う日本国民の氏名についての一般的な意識の変化等にかんがみると、日本人らしい氏名を使用しなくとも、必ずしも我が国社会に日本人として定着することが妨げられるものではないとの考えから、検討結果がまとまった昭和五十八年から、日本人らしい氏名を使用するよう指導することを行わないこととした。

これを受けて、具体的には、例えば、同年七月八日、実際に帰化許可申請についての相談を受け、その申請を受け付けて審査を行う法務局等に対し、これに関する通知を發出するとともに、法務局等の帰化申請窓口等に備え付けてある国籍関係提出書類様式集の中に、帰化後の氏名は自由に定めることができる旨を明記するなどして、その周知徹底を図っているところである。

二の3の(一)について

現在、御指摘のような「帰化をしようとする者」の欄と「帰化後の氏名」の欄の氏名が同じである帰化許可申請の手引は存在しない。

二の3の(二)について

帰化許可申請書の様式中に「通称名」を書く欄を設けて申請者にその申告を求めているのは、申請者の身分及び生活関係の調査を進める上で必要なためであり、一方、帰化許可申請の手引において、同様式中の「帰化後の氏名」の欄に日本人らしい氏名を例示しているのは、帰化許可申請者の大半が、帰化後の氏名として日本人らしい氏名を使用することを希望している実情を踏まえたことによるものである。

また、御指摘の那覇地方法務局戸籍課発行の「帰化許可申請の手びき」は、帰化後の氏名は自由に定めることができる旨を明記した上で、御指摘の記述部分において、その場合に使用できる文字についての注意事項を記載しているにすぎず、従前の氏名の変更を促しているものではない。

したがって、これらの記載が、平成十年五月二十七日に開催された、児童の権利に関する条約（平成六年条約第二号）第四十三条1に基づいて設置された児童の権利に関する委員会の会合において、戸籍への氏名の記載について我が国政府代表が行った説明に反するものとは考えていない。

二の3の(三)について

御指摘の出版物は私人の著作に係るものであり、政府としては、その内容について見解を述べることは

適当でないと考えるが、今後とも、法務局等における帰化事務において、帰化許可申請者が帰化後の氏名を自由に定めることができることについて誤解を生じることがないように努めてまいりたい。

三について

現在把握できる限りにおいては、政府は、昭和六十一年度から平成十一年度までの間に五十七本の人権啓発フィルム及び人権啓発ビデオを作成している。これらの中には、一つの作品の中で複数の人権課題を扱っているものもあり、御指摘の人権課題ごとに集計すると、同和問題に関するものが二十一本、女性に関するものが四本、障害者に関するものが三十一本、在日外国人に関するものが二本あるが、在日韓国・朝鮮人に関するもの及びアイヌの人々に関するものは存在しない。

平成十二年度における人権啓発フィルム及び人権啓発ビデオを作成するための政府の予算額は、九千九百万円である。

四について

平成七年国勢調査によれば、国籍別の労働力人口に占める完全失業者の割合及び職業大分類別就業者数は、それぞれ別表2及び別表3のとおりである。

なお、平成七年国勢調査では、国民健康保険及び国民年金への加入率については調査していない。

別表 1

通学路等における街頭啓発の主な実施状況

担当局	実 施 状 況
東京法務局	<p>① 平成10年10月8日、東京都荒川区内の朝鮮学校の最寄り駅であるJR三河島駅前及びJR日暮里駅前において、法務局職員、人権擁護委員等14名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「外国人への差別や嫌がらせをなくそう」と題する散らし（別紙1）、「みんなともだち」と題する冊子、「人種差別撤廃条約」及び「啓発活動重点目標」と題するリーフレット、啓発用クリアファイル並びに啓発用万年筆又はシャープペンシル各500部（個））を配布した。</p> <p>② 同月9日、東京都立川市内の朝鮮学校の最寄り駅であるJR西国立駅及びJR立川駅前において、法務局職員、人権擁護委員等14名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「外国人への差別や嫌がらせをなくそう」と題する散らし、「みんなともだち」と題する冊子、「人種差別撤廃条約」及び「啓発活動重点目標」と題するリーフレット、啓発用クリアファイル並びに啓発用万年筆又はシャープペンシル各500部（個））を配布した。</p>
前橋 地方法務局	<p>平成10年10月9日、前橋市内の朝鮮学校の最寄り駅であるJR前橋駅前において、法務局職員及び人権擁護委員7名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」と題する散らし（別紙2）、「みんなともだち」と題する冊子及び「外国人に対する差別、偏見をなくそう」等の言葉を印刷した啓発用ティッシュペーパー各200部（個））を配布した。</p>
新潟 地方法務局	<p>平成10年9月25日、新潟市内の朝鮮学校の最寄り駅であるJR新潟駅前において、法務局職員及び人権擁護委員9名により、「守ろう人権 許すな差別」と書かれた旗を掲げ、「外国人への差別や</p>

	<p>嫌がらせをなくしましょう」,「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け,啓発物品(「人種差別撤廃条約」と題するリーフレット及び啓発用水耕栽培球根セット各500部(個))を配布した。</p>
大阪法務局	<p>① 平成10年12月1日,東大阪市内の在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する近鉄布施駅前において,法務局職員及び人権擁護委員39名により,「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」,「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け,啓発物品(「外国人に対する差別,偏見をなくそう」等の言葉を印刷した啓発用ティッシュペーパー及び啓発用カイロ各1,000個並びに啓発用ウエットティッシュ600個)を配布した。</p> <p>② 同日,堺市内の在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する南海本線堺駅前において,法務局職員及び人権擁護委員30名により,「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」,「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け,啓発物品(「外国人に対する差別,偏見をなくそう」等の言葉を印刷した啓発用ティッシュペーパー及び啓発用カイロ各1,000個並びに啓発用ウエットティッシュ600個)を配布した。</p> <p>③ 同日,岸和田市内の在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する南海岸和田駅前において,法務局職員及び人権擁護委員76名により,「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」,「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け,啓発物品(「外国人に対する差別,偏見をなくそう」等の言葉を印刷した啓発用ティッシュペーパー及び啓発用カイロ各1,000個,啓発用入浴剤1,000個並びに啓発用ウエットティッシュ600個)を配布した。</p>
名古屋法務局	<p>① 平成10年12月4日,名古屋市中区内の在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する金山総合駅コンコースにおいて,法務局職員及び人権擁護委員30名により,「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」,「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け,啓発物品(「みんなともだち」,「ヒューマンライツストーリー」,「人権の擁護」及び「世界人権宣言」と題する冊子,「子どもの人権専門委員」と題するリーフレット並びに啓発用シャープペンシル各1,000部(個))</p>

	<p>を配布した。</p> <p>② 平成10年12月6日、名古屋市中村区内の在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する松坂屋名古屋店前大通りにおいて、法務局職員及び人権擁護委員32名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「みんなともだち」、「ヒューマンライツストーリー」、「人権の擁護」及び「世界人権宣言50周年」と題する冊子、「子どもの人権専門委員」と題するリーフレット並びに啓発用シャープペンシル各1,000部（個））を配布した。</p>
岐阜 地方法務局	<p>平成10年12月5日、岐阜市内の在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する柳ヶ瀬通り商店街ほかにおいて、法務局職員及び人権擁護委員等150名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「みんなともだち」及び「ヒューマンライツストーリー」と題する冊子各1,000部、啓発用シャープペンシル300個並びに「外国人に対する差別、偏見をなくそう」等の言葉を印刷した啓発用ティッシュペーパー5,000個）を配布した。</p>
福井 地方法務局	<p>平成10年12月4日、福井市内の朝鮮学校の生徒が多数利用するJR福井駅前において、法務局職員及び人権擁護委員21名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「人権の擁護」と題する冊子400部）を配布した。</p>
広島法務局	<p>平成10年12月1日、広島市中区内の在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する広島そごうデパート前（バスターミナル）において、法務局職員及び人権擁護委員50名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「世界人権宣言50周年記念月間」と題する冊子3,000部並びに啓発用のさし、啓発用花の種及び啓発用メモ帳各1,000個）を配布した。</p>
福岡法務局	<p>平成10年10月23日、福岡市内の朝鮮学校の生徒が多数利用</p>

	<p>するJR及び西鉄和白駅前において、法務局職員及び人権擁護委員7名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「人権の擁護」及び「ヒューマンライツストーリー」と題する冊子、「人権相談」及び「子どもの人権専門委員」と題するリーフレット、「外国人に対する差別、偏見をなくそう」等の言葉を印刷した啓発用ティッシュペーパー並びに啓発用蛍光ペン各250部（個））を配布するとともに、朝鮮学校付近の広報車巡回を実施した。</p>
札幌法務局	<p>① 平成10年10月7日、札幌市内の在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用するJR札幌駅西連絡通路において、法務局職員及び人権擁護委員11名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「世界人権宣言50周年」と題する冊子、「人種差別撤廃条約」と題するリーフレット、「外国人に対する差別、偏見をなくそう」等の言葉を印刷した啓発用ティッシュペーパー、啓発用シャープペンシル及び啓発用入浴剤各1,000部（個））を配布した。</p> <p>② 平成10年12月4日、札幌市内の在日韓国・朝鮮人の児童及び生徒が多数利用する札幌大通公園及び地下街において、法務局職員及び人権擁護委員17名により、「外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう」、「在日朝鮮人の子供たちへの嫌がらせはやめましょう」等と呼び掛け、啓発物品（「世界人権宣言50周年」と題する冊子、「人種差別撤廃条約」と題するリーフレット、「外国人に対する差別、偏見をなくそう」等の言葉を印刷した啓発用ティッシュペーパー、啓発用シャープペンシル及び啓発用入浴剤各1,000部（個））を配布した。</p>

「外国人への差別や嫌がらせをなくそう」

我が国社会は、名実ともに国際化時代を迎え、これに伴って各種の新たな人権問題が生じるとともに、国民の人権意識が国際的にも注目されつつあります。平成8年1月には、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する条約（人種差別撤廃条約）」が我が国について発効し、人種差別や外国人差別等あらゆる差別の解消のための更なる取組が求められています。

また、「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画では、国際的視野に立って一人一人の人権が尊重される真に豊かでゆとりのある人権国家の実現を期するものとされています。

こうした中、最近の新聞報道等によれば、在日朝鮮人団体の民族学校及びその児童・生徒に対する嫌がらせ、脅迫、暴力等の発生が伝えられているところですが、これらの事象は、決して許されることではなく、人権擁護上も見過ごすことができないものと考えます。

国民一人一人が人権意識の面でも国際化時代に対応するためには、より積極的に外国人の生活習慣や文化、歴史等について理解と認識を深め、人権尊重の意識を育てていく必要があります。

そこで、法務省の人権擁護機関では、国際化時代にふさわしい人権意識の一層の高揚を図るための啓発活動を行っています。

平成10年10月

東京法務局・東京都人権擁護委員連合会

外国人への差別や嫌がらせをなくしましょう

県民の皆様

最近の新聞報道によれば、日本国に在住の韓国・朝鮮人の民族学校及びその生徒・児童が、心ない人々から傘で殴られたり、つばを吐きかけられるなどの嫌がらせや、脅迫、暴力等が多数発生していると伝えられております。私たちは、人権擁護上これらを見過ごすことはできず、極めて遺憾なことと考えます。

こうした嫌がらせ等を防止するには、日本国に在住の韓国・朝鮮人を始めとする在日外国人に対する誤解や偏見をなくし、人権について正しく理解・認識する必要があります。

私たちは、在日外国人が今後再びこのような嫌がらせなどを受けることのないよう、広く県民の皆様が人権に対する正しい理解を深められるようお願いいたします。

平成10年9月



群馬県人権擁護委員連合会
前橋地方法務局

Tel. 027-221-4464

別表 2

国籍別の労働力人口に占める完全失業者の割合—全国、都道府県(平成7年)

(%)

	労働力人口に占める完全失業者の割合 注1)		
	日本人	外国人 注2)	うち韓国・朝鮮
全	4.3	6.5	8.5
01 北海道	4.4	4.2	5.0
02 青森県	5.0	6.4	6.0
03 岩手県	3.2	2.9	3.9
04 宮城県	3.9	4.1	6.6
05 秋田県	3.4	2.3	3.1
06 山形県	2.7	4.4	4.7
07 福島県	3.4	3.5	5.7
08 茨城県	3.8	4.9	6.9
09 栃木県	3.6	7.7	7.5
10 群馬県	3.7	5.4	6.8
11 埼玉県	4.4	5.5	7.0
12 千葉県	4.2	6.1	7.5
13 東京都	4.8	7.0	8.2
14 神奈川県	4.5	6.1	8.6
15 新潟県	2.7	2.4	3.8
16 富山県	2.8	2.7	5.7
17 石川県	3.3	3.7	5.7
18 福井県	2.5	3.4	5.3
19 山梨県	3.4	5.7	9.4
20 長野県	2.4	3.3	4.5
21 岐阜県	3.2	4.1	6.2
22 静岡県	3.5	3.2	6.4
23 愛知県	3.7	5.7	7.2
24 三重県	3.4	3.4	5.9
25 滋賀県	3.1	3.5	6.3
26 京都府	4.4	7.9	8.3
27 大阪府	6.1	10.0	10.3
28 兵庫県	5.1	9.0	10.5
29 奈良県	4.2	6.1	7.6
30 和歌山県	4.5	7.1	9.1
31 鳥取県	3.0	3.9	5.1
32 島根県	2.4	1.6	2.1
33 岡山県	3.7	4.4	6.7
34 広島県	3.7	5.1	6.9
35 山口県	3.6	6.7	7.3
36 徳島県	4.5	2.6	5.4
37 香川県	3.9	4.7	6.4
38 愛媛県	4.4	4.1	7.0
39 高知県	5.4	6.3	7.2
40 福岡県	5.5	8.4	9.7
41 佐賀県	3.5	4.6	6.5
42 長崎県	4.2	5.8	6.4
43 熊本県	4.2	4.6	5.9
44 大分県	3.9	3.6	4.6
45 宮崎県	4.2	3.3	3.8
46 鹿児島県	4.1	3.3	7.6
47 沖縄県	10.3	9.9	11.9

注1) 労働力人口に占める完全失業者の割合(%) = (完全失業者 / 労働力人口) × 100

注2) 国籍「不詳」を含む。

別表3

国別の職業大分類別就業者数—全国、都道府県（平成7年）

	(イ) 日本人	職業 (大分類)										(ロ)
		総就	A 専門的・技術的職業従事者	B 管理的職業従事者	C 事務職業従事者	D 販売職業従事者	E サービス職業従事者	F 保安職業従事者	G 農林漁業作業者	H 運輸・通信作業者	I 技能工・保潔・建設・建設作業及び労務作業者	
全		63,537,985	7,935,078	2,628,847	12,066,468	9,439,809	4,945,726	936,214	3,803,822	2,370,525	19,034,321	377,175
01	北海道	2,801,233	339,080	125,127	495,036	403,539	235,653	80,865	241,159	132,723	734,350	13,701
02	青森県	735,052	73,279	24,307	109,533	93,101	52,311	21,692	121,316	33,600	209,074	839
03	岩手県	745,979	77,544	26,109	109,854	85,905	51,961	8,773	123,778	31,366	230,324	365
04	秋田県	1,160,228	133,171	51,522	213,040	177,826	94,667	19,508	94,278	51,336	331,067	3,813
05	山形県	607,653	62,756	20,751	92,185	74,233	42,017	7,730	78,534	24,303	204,458	666
06	福島県	655,708	65,124	24,561	101,130	79,282	42,647	8,320	84,885	22,361	226,856	562
07	茨城県	1,083,882	109,196	41,243	169,942	129,105	75,651	12,558	116,856	42,682	385,104	1,545
08	栃木県	1,500,971	177,995	51,347	262,003	179,976	102,365	23,457	143,491	58,860	497,737	3,740
09	群馬県	1,029,807	110,233	35,886	171,322	125,735	81,201	10,754	87,943	40,031	366,589	2,113
10	埼玉県	1,036,620	113,253	37,496	175,420	131,512	81,201	10,234	83,300	37,776	366,402	1,883
11	千葉県	2,966,657	422,218	139,319	658,912	562,873	238,247	55,738	100,820	134,194	1,043,928	32,581
12	東京都	3,484,190	376,592	136,162	754,272	661,021	329,697	69,540	137,248	111,173	756,578	27,005
13	神奈川県	6,217,714	943,308	331,815	1,461,836	1,099,194	583,395	14,759	32,117	209,429	1,374,945	100,815
14	新潟県	4,226,698	671,918	200,238	938,509	661,021	329,697	14,759	118,939	51,424	1,116,040	40,447
15	富山県	1,312,845	136,037	48,527	213,713	167,019	40,683	5,896	118,939	21,350	465,688	1,666
16	石川県	628,411	71,895	24,414	106,747	79,770	40,683	5,896	34,740	22,367	225,784	312
17	福井県	457,164	49,892	18,249	76,055	54,615	36,947	8,592	34,656	13,993	147,602	977
18	山梨県	457,164	51,936	17,346	78,324	57,889	36,947	5,288	46,024	13,472	147,602	364
19	長野県	1,294,354	129,608	46,193	194,891	140,068	90,554	9,685	133,789	33,789	404,949	1,064
20	岐阜県	1,099,294	119,627	42,427	192,546	147,154	158,221	27,020	126,249	70,547	736,308	2,997
21	静岡県	2,013,274	213,236	71,987	338,863	267,650	272,405	22,181	29,694	127,159	1,289,622	8,678
22	愛知県	3,633,468	414,176	137,787	677,904	543,605	38,537	11,491	60,423	34,340	342,011	1,529
23	三重県	938,236	102,296	32,455	115,623	81,095	41,980	8,481	34,783	18,825	237,379	1,585
24	滋賀県	645,946	82,197	24,054	164,012	119,015	70,377	11,491	60,423	34,340	342,011	1,529
25	京都府	1,293,916	174,413	51,971	238,583	211,828	113,643	22,181	44,160	43,376	377,867	15,895
26	大阪府	4,286,900	518,078	184,994	882,375	785,174	352,519	49,826	29,694	159,318	1,284,023	40,899
27	兵庫県	2,566,414	335,299	114,535	513,518	399,060	190,680	37,191	80,036	90,052	783,786	22,255
28	奈良県	661,834	98,940	34,526	139,524	112,406	42,498	9,382	25,907	17,383	152,932	6,938
29	和歌山県	519,205	60,292	17,468	86,547	73,647	39,480	6,433	60,421	18,723	126,581	3,282
30	徳島県	325,597	37,493	12,813	51,944	38,543	22,032	5,284	45,009	11,142	100,644	553
31	香川県	404,978	47,238	15,135	64,953	48,008	26,760	5,115	55,939	14,824	333,461	425
32	愛媛県	983,329	121,995	48,008	186,488	129,184	65,828	10,327	78,320	38,394	333,461	2,121
33	高知県	1,461,505	184,029	62,425	276,497	217,283	104,422	26,354	63,764	56,435	442,950	7,346
34	山梨県	778,201	94,305	28,571	131,784	102,310	58,289	13,725	48,739	33,125	245,312	1,441
35	岐阜県	405,258	52,913	15,045	61,356	51,889	28,459	4,946	48,739	15,380	124,374	2,358
36	静岡県	526,280	62,297	22,097	97,223	74,207	36,277	6,936	45,394	20,755	160,638	456
37	愛知県	735,144	87,235	26,138	118,977	97,104	52,165	7,300	87,975	30,682	226,722	816
38	三重県	408,424	53,671	13,896	63,485	56,558	33,768	4,360	59,611	15,980	105,959	1,036
39	滋賀県	2,313,210	307,629	95,796	441,647	385,377	189,058	38,556	100,810	94,327	636,772	13,238
40	京都府	442,019	52,422	14,902	72,726	59,855	32,470	18,164	56,112	16,037	134,200	251
41	大阪府	724,051	90,995	25,387	116,701	99,785	62,066	18,164	78,735	32,940	198,563	745
42	兵庫県	896,043	112,750	31,542	144,518	118,364	72,071	13,540	124,151	34,062	242,687	2,358
43	奈良県	599,869	74,707	22,448	81,212	74,514	46,114	8,947	67,689	23,475	175,545	1,182
44	和歌山県	581,385	68,144	19,674	89,586	81,616	66,271	8,916	86,275	21,445	186,276	442
45	徳島県	842,208	103,372	27,858	136,266	106,674	66,271	11,602	124,510	36,473	228,487	695
46	香川県	538,621	74,128	19,216	96,216	80,319	57,722	13,730	40,954	25,647	129,098	1,651
47	愛媛県											

(2) 外国人

No.	職業 (大分類)	總數	A		B		C		D		E		F		G		H		I		分類不能の職業
			專門的・技術的職業 従事者	管理的職業 従事者	事務 従事者	派充 従事者	中一已入 職業 従事者	保安職業 従事者	農林漁業 作業者	運輸・通信 作業者	技能工・探掘・製造・修繕作業者 及びその他										
全	國	603,559	71,689	25,007	53,327	64,055	81,732	1,124	3,323	15,089	274,558	13,655									
01	北海道	5,202	1,408	460	419	560	1,010	3	257	80	961	44									
02	青森縣	1,211	245	98	108	155	250	2	44	13	294	2									
03	岩手縣	1,553	284	132	104	128	325	1	63	11	504	1									
04	宮城縣	3,718	663	268	296	406	570	6	63	46	1,166	32									
05	秋田縣	1,082	276	72	85	99	251	4	15	11	257	2									
06	山形縣	1,485	213	60	72	72	244	1	67	6	741	9									
07	福島縣	3,560	613	209	193	204	621	2	74	37	1,590	17									
08	茨城縣	14,845	1,601	297	494	555	1,414	7	250	116	9,905	196									
09	栃木縣	10,966	1,601	221	354	388	1,223	6	77	112	7,907	117									
10	群馬縣	14,365	791	224	405	477	1,241	1	102	158	10,846	117									
11	埼玉縣	28,779	3,202	638	1,861	2,117	3,062	30	93	445	16,360	971									
12	千葉縣	25,151	3,194	741	1,901	2,222	3,999	28	118	406	22,179	895									
13	東京都	91,984	15,833	5,153	11,894	11,766	17,919	179	112	1,700	22,179	5,178									
14	茨城縣	46,502	6,245	1,679	3,908	4,073	6,267	98	112	1,032	21,594	1,494									
15	新潟縣	4,484	612	183	255	275	701	2	48	41	2,348	19									
16	富山縣	3,611	357	67	147	186	481	3	48	60	2,256	6									
17	石川縣	2,881	357	100	195	229	396	3	34	70	1,283	11									
18	福井縣	4,833	407	145	320	430	698	1	22	22	2,686	17									
19	山梨縣	5,282	463	92	158	217	559	8	32	29	3,546	58									
20	長野縣	13,971	1,013	265	478	507	1,445	3	172	167	9,863	57									
21	岐阜縣	12,518	723	359	662	656	1,062	110	89	257	8,558	42									
22	愛知縣	27,053	1,563	359	662	656	1,062	30	71	233	20,789	287									
23	三重縣	52,010	3,980	1,887	4,184	4,510	5,723	77	124	1,644	29,194	707									
24	滋賀縣	10,735	780	295	574	721	1,120	6	45	192	6,891	111									
25	京都府	9,001	640	300	531	639	811	35	19	180	5,779	67									
26	大阪府	21,612	2,768	1,078	2,541	3,431	2,864	50	64	996	7,113	707									
27	奈良縣	83,613	8,016	3,826	10,105	14,139	9,704	217	60	3,358	33,065	1,123									
28	和歌山縣	38,377	4,164	2,322	4,264	5,876	5,025	112	15	106	14,069	773									
29	鳥取縣	3,940	1,737	200	398	550	418	9	15	106	1,436	71									
30	島根縣	2,379	350	99	207	335	540	2	40	94	688	24									
31	岡山縣	1,168	159	93	125	148	299	8	8	29	305	—									
32	広島縣	1,485	227	103	111	123	252	7	23	18	627	1									
33	山口縣	6,230	709	341	496	737	1,040	21	37	167	2,658	38									
34	徳島縣	11,105	1,221	562	1,092	1,268	1,426	5	151	405	4,783	176									
35	香川縣	6,339	1,598	417	734	1,133	966	5	82	283	2,098	23									
36	愛媛縣	773	206	23	34	42	98	1	14	5	346	4									
37	高松縣	1,715	235	63	111	116	237	1	18	30	912	4									
38	愛知縣	1,775	286	65	131	153	350	5	34	11	722	4									
39	岐阜縣	853	152	55	72	67	234	20	70	532	184	9									
40	高松縣	13,058	2,151	928	1,562	2,167	2,054	5	70	11	3,394	180									
41	香川縣	1,018	301	47	96	119	176	2	14	30	234	1									
42	愛媛縣	1,759	479	102	153	209	335	2	41	46	385	7									
43	高松縣	1,922	520	80	109	161	425	1	35	24	547	20									
44	香川縣	1,983	283	120	161	233	537	1	40	37	566	6									
45	香川縣	1,164	313	72	100	104	231	1	76	9	256	2									
46	香川縣	1,417	439	26	69	91	364	—	43	6	378	1									
47	香川縣	3,072	888	95	309	412	507	22	44	49	732	14									

(注) 国籍 [不詳] を含む。

